日本に入国したら

日本に滞在するとき

パスポートに記された 1 在留資格 と 2-1 在留期間 を確認します

日本では 在留資格（28種類） ごとに就労の可否と期間が決まっています

- (1) 就労が可能な在留資格…18種類
- (2) 就労ができない在留資格…5種類
- (3) 許可の内容により就労の可否が決められる在留資格…1種類
- (4) 身分又は地位に基づく在留資格（就労に制限なし）…4種類

滞在中、こんなときは	いつ	用意する必要書類など	どこで	何をする
就労できることを証明したいとき		1 就労資格証明書交付申請書 2 パスポートまたは在留資格証明書 3 在留カードまたは特別永住者証明書 4 資格外活動許可書（資格外活動許可を受けている場合） など * 交付を受けるときに900円（収入印紙）	地方入国管理官署で	3 就労資格証明書交付の申請をする

B 在留資格

B 在留資格 のトップへ

滞在中、こんなときは	いつ	用意する必要書類など	どこで	何をする
現在取得している在留資格以外の活動で報酬を得たいとき		1 資格外活動許可申請書 2 資格外活動許可に係る活動の内容を明らかにする書類 3 パスポートまたは在留資格証明書 4 在留カード など * 無料	地方入国管理官署で	2-6 資格外活動許可の申請をする
在留期間を更新したいとき	在留期間満了3ヶ月前から 在留期間を1日でも過ぎると 2-3 不法残留（滞在）	1 在留期間更新許可申請書 2 写真 3 日本での活動内容に応じた資料 4 パスポートまたは在留資格証明書 5 在留カードまたは特別永住者証明書 6 資格外活動許可書（資格外活動許可を受けている場合） 7 身元保証書 など * 許可されるときに4000円（収入印紙）	地方入国管理官署で	2-2 在留期間更新の申請をする

B 在留資格

B 在留資格 のトップへ

滞在中、こんなときは	いつ	用意する必要書類など	どこで	何をする
在留資格を変更したいとき	資格の変更の事由が生じたときから在留期間満了日以前	1 在留資格変更許可申請書 2 写真 3 日本での活動内容に応じた資料 4 パスポートまたは在留資格証明書 5 在留カードまたは特別永住者証明書 6 資格外活動許可書（資格外活動許可を受けている場合） 7 身元保証書 など * 許可されるときに 4000円（収入印紙）	地方入国管理官署で	2-4 在留資格変更の申請をする
日本に永住したいとき		許可されるにはいくつかの条件をみたさなければいけません * 許可されるときに 8000円（収入印紙）	地方入国管理官署で	2-5 永住許可の申請をする
一時的に日本を出国するとき 在留期間内、満了前に		＜みなし再入国＞ 1 パスポート 2 在留カードまたは特別永住者証明書		
		1 再入国許可申請書 2 パスポート 3 在留カードまたは特別永住者証明書 * 許可されるときに手数料3000円（一次許可） または 6000円（数次許可）	地方入国管理官署で	2-7 再入国許可（一次許可）の申請をする 2-7 再入国許可（数次許可）の申請をする
＜中長期在留者＞ 日本で生まれた子どもの在留資格をとりたいとき	生まれた日から 30日以内	1 在留資格取得許可申請書 2 出生証明書、母子健康手帳など 3 両親のパスポートと在留カード 4身元保証書 など	地方入国管理官署で	2-8 在留資格取得許可の申請をする